

広島文教大学教員の任期に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、広島文教大学の教員の任期に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期を定めて任用する教員の職等)

第2条 法第4条第1項の規定に基づき任期を定めて任用する教員は、法第4条第1項各号に規定される次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 先端的、学際的又は総合的な教育研究であること、その他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。
- (2) 助教の職に就けるとき。
- (3) 本学が定め、又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるとき。

2 法第4条第1項の規定の規定に基づき任期を定めて任用する教員の教育研究組織及び職名は、次のとおりとする。

- (1) 任期を定める教育研究組織は、人間科学部及び人間科学研究科とする。
- (2) 任期を定める職名は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

(任期及び再任)

第3条 前条に掲げる教育研究組織の教員の任期は、5年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(就業条件等)

第4条 前条により任期を定める者の、任期を除くその他の就業条件等は、学校法人武田学園就業規則、学校法人武田学園給与規程、学校法人武田学園退職金規程及びその他の関連する諸規程の定めるところによる。

(任用の同意)

第5条 教員を任期を定めて任用する場合は、別紙様式により、当該任用される者の同意を得なければならない。

(再任審査)

第6条 再任の可否を決定するに際しては、当該教員の再任審査を行なうものとする。

- 2 前項の再任審査は、人事評価を基に総合的に判断して行うものとし、再任審査委員会に諮った上で理事長が決定する。
- 3 再任審査委員会については、別に定める。

(退職)

第7条 任期を定めて任用される教員は、当該任期中（当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。）であっても、その意思により退職することができる。

(公表)

第8条 この規程は、本学のホームページ等により広く周知を図るものとする。

(労働契約法の特例)

第9条 本規程に基づき任期の定めがある労働契約を締結した教員の当該労働契約に係る労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは、「10年」とする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施及び教員の任期に必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が定める。

2 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。ただし、施行日に現に在職している教員については、従前の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式

同 意 書

年 月 日

学校法人武田学園

理事長 ○○ ○○ 殿

(氏 名) 印

私は、広島文教大学（所属・職名）に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）及び広島文教大学教員の任期に関する規程に基づき、下記の任期により任用されることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで